

原子力損害賠償紛争解決センターの 活動について

令和4年における活動状況（速報版）

令和4年8月
原子力損害賠償紛争解決センター

センターの人員体制の整備

- 令和4年6月末日時点で、仲介委員212名、調査官78名
- 令和4年1月に総括委員会顧問に、前総括委員1名を指名

センターの人員体制の推移

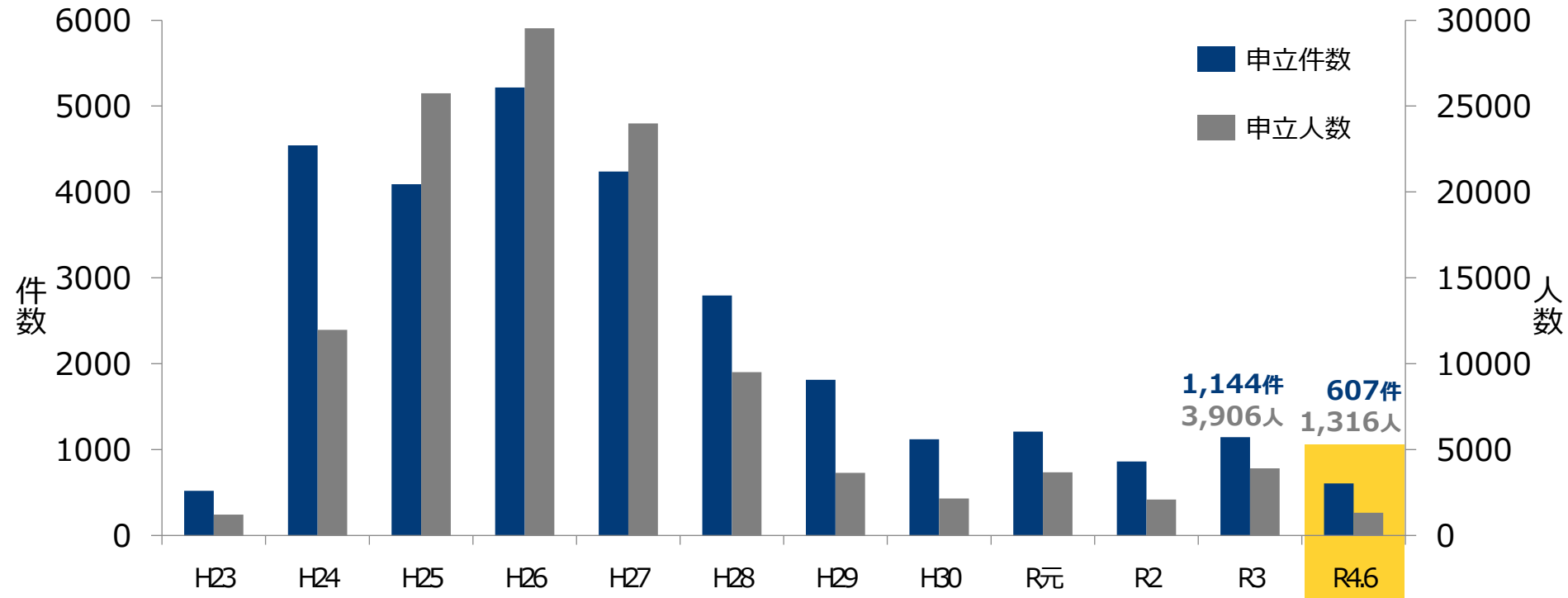
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総括委員	3	3	3	3	3	3	3
総括委員会顧問	—	—	—	—	—	3	4
仲介委員	128	205	253	283	278	278	276
調査官	28	91	193	192	189	184	181
和解仲介室職員	34	112	154	161	153	151	144
うち福島事務所	8	25	26	28	28	28	27
合計	193	411	603	639	623	619	608
	H30	R元	R2	R3	R4.6		
総括委員	3	3	3	3	3		
総括委員会顧問	4	5	5	5	6		
仲介委員	277	278	270	227	212		
調査官	161	132	105	84	78		
和解仲介室職員	137	123	111	109	107		
うち福島事務所	27	26	23	22	23		
合計	582	541	494	428	406		

H23からR3までは各年末の
人員数を計上
R4は6月末時点の速報値
(以下同じ)

申立件数・人数の推移

令和3年と令和4年6月末時点における累計申立件数・人数

	R3	R4.6
累計申立件数	27,551	28,158
累計申立人数	117,417	118,733



各年における申立件数・人数の推移

※申立人数については、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立人数を除く。

申立件数・人数の推移

参考 1 平成23年から令和4年6月末時点までの申立件数・人数の推移（概数）

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4.6
申立件数		521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	1,144	607
累計申立件数		-	5,063	9,154	14,371	18,610	21,404	23,215	24,336	25,545	26,407	27,551	28,158
申立種別内訳	法人申立て	102 19.6%	1,036 22.8%	902 22.0%	1,009 19.3%	986 23.3%	701 25.1%	472 26.1%	240 21.4%	175 14.5%	101 11.7%	98 8.6%	15 2.5%
	個人申立て	419 80.4%	3,506 77.2%	3,189 78.0%	4,208 80.7%	3,253 76.7%	2,093 74.9%	1,339 73.9%	881 78.6%	1,034 85.5%	761 88.3%	1,046 91.4%	592 97.5%
申立人数		1,206	11,971	25,738	29,534	23,984	9,508	3,648	2,158	3,668	2,096	3,906	1,316
累計申立人数		-	13,177	38,915	68,449	92,433	101,941	105,589	107,747	111,415	113,511	117,417	118,733

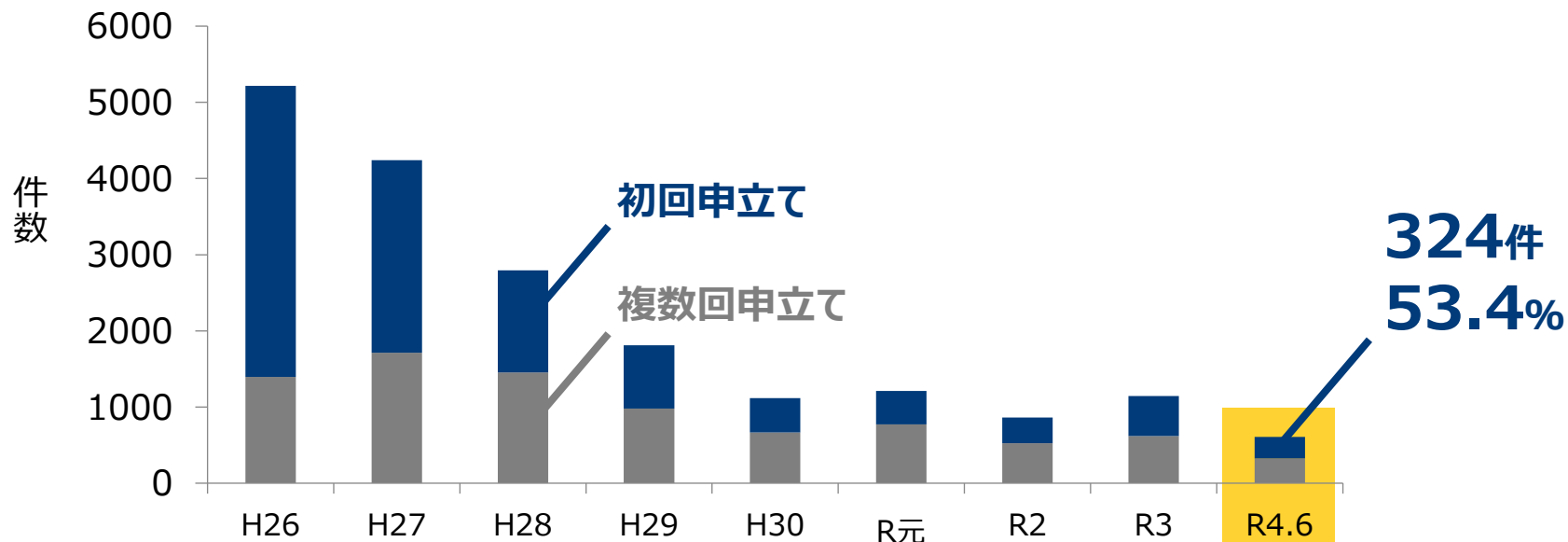
※申立件数については、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立件数を含む。
H24年：1件、H25年：2件、H30年：5件

※申立人数については、既に和解仲介手続中の事案から手続上分離された事案の申立人数を除く。
H24年：84人、H25年：176人、H30年：3,319人

申立件数の推移

平成26年から令和4年6月末時点までの
初回申立てと複数回申立ての推移（概数）

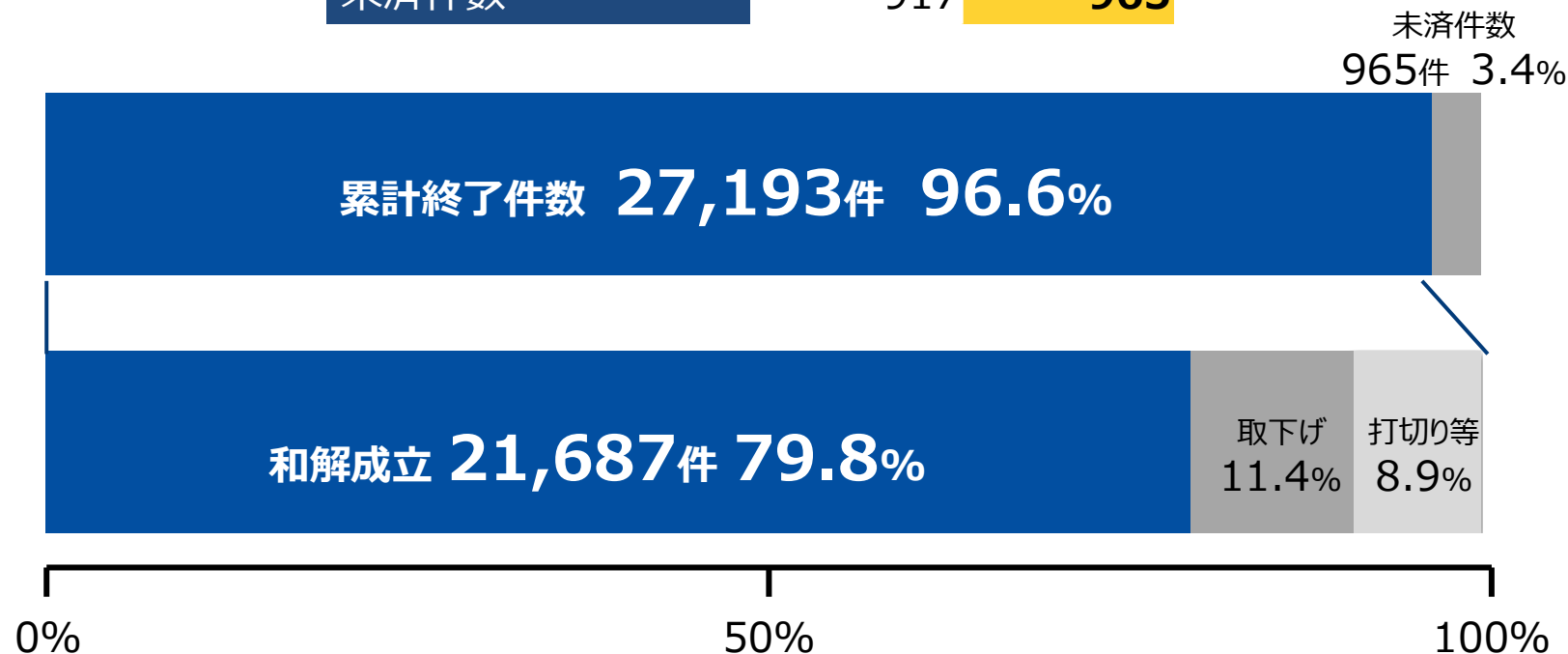
		H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4.6
内訳	申立件数	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	1,144	607
	初回申立て	3,823 73.3%	2,526 59.6%	1,341 48.0%	830 45.8%	451 40.2%	438 36.2%	336 39.0%	524 45.8%	324 53.4%
	複数回申立て	1,394 26.7%	1,713 40.4%	1,453 52.0%	981 54.2%	665 59.3%	771 63.8%	526 61.0%	620 54.2%	283 46.6%
	分離に係る申立て	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%



和解仲介の状況

令和3年と令和4年6月末における取扱状況（累計）

	R3	R4.6	
累計申立件数	27,551	28,158	
累計終了件数	26,634	27,193	
内訳	和解成立	21,267	21,687
	取下げ	3,011	3,093
	打切り等	2,356	2,413
未済件数	917	965	



令和4年6月末時点における取扱状況の内訳

和解仲介の状況

平成29年から令和4年6月末までの推移

		H30		R元		R2		R3		R4.6			
内訳	既済件数	1,818		1,388		1,087		942		559			
	和解成立	1,232	67.8%	969	69.8%	814	74.9%	705	74.8%	420	75.1%		
	和解打切り	252	13.9%	199	14.3%	106	9.8%	126	13.4%	57	10.2%		
	内訳	申立人の請求権を認定できない		148	8.1%	128	9.2%	55	5.1%	86	9.1%	25	4.5%
		申立人が和解案を拒否した		5	0.3%	6	0.4%	7	0.6%	3	0.3%	3	0.5%
		被申立人が和解案を拒否した		49	2.7%	17	1.2%	2	0.2%	0	0.0%	0	0.0%
		申立人が資料提出に応じない		17	0.9%	14	1.0%	26	2.4%	10	1.1%	9	1.6%
		申立人と連絡がとれない		16	0.9%	17	1.2%	11	1.0%	22	2.3%	12	2.1%
		その他		17	0.9%	17	1.2%	5	0.5%	5	0.5%	8	1.4%
		取下げ	333	18.3%	220	15.9%	167	15.4%	111	11.8%	82	14.7%	
		却下	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
		和解の仲介をしない	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	

※東京電力が和解案の受諾を拒否したために和解打切りとなった件数は、H25年10件、H26年42件、H27年9件、H28年7件、H29年4件、H30年49件、R元年17件、R2年2件、R3年0件であった。

このうち、東京電力社員又はその家族からの申立件数は、H25年10件、H26年42件、H27年9件、H28年7件、H29年4件、H30年9件、R元年4件、R2年0件、R3年0件であった。

和解仲介の状況

参考2 平成23年から令和4年6月末までの取扱状況の推移

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
申立件数	521	4,542	4,091	5,217	4,239	2,794	1,811	1,121	1,209	862	
既済件数	6	1,856	4,667	5,054	4,281	3,403	2,132	1,818	1,388	1,087	
内訳	和解成立	2	1,202	3,926	4,438	3,643	2,755	1,581	1,232	969	814
	和解打ち切り	0	272	429	300	274	201	195	252	199	106
	取下げ	4	381	312	316	364	447	356	333	220	167
	却下	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	和解の仲介をしない	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
未済件数	515	3,201	2,625	2,788	2,746	2,137	1,816	1,119	940	715	

	R3	R4.6	
申立件数	1,144	607	
既済件数	942	559	
内訳	和解成立	705	420
	和解打ち切り	126	57
	取下げ	111	82
	却下	0	0
	和解の仲介をしない	0	0
未済件数	917	965	

センターの広報活動

原子力損害賠償事例集（令和4年6月版）の公表

- 公表されている和解成立事例を整理し、原子力損害賠償事例集（令和2年5月公表。約1,410事例）及び追補版（令和3年5月に公表。約160事例）をさらに追補する形で、令和4年6月版（約80事例）を公表

説明会への協力

- 本年2月から3月にかけて南相馬市、浪江町、大熊町の確定申告に合わせて申立てに係る説明会を実施 3市町合計申立件数 236件
また、現在、南相馬市の健康診断に合わせて申立てに係る説明会を実施中
- 福島県司法書士会、全日本企業福祉協会、NPO法人など、関係団体が主催した避難者向け説明会等に協力
- 地域のニーズに合わせた和解事例チラシを作成し、自治体主催の説明会等で配布

令和4年1月作成 双葉ダルマ市にて配布

令和4年6月作成 南相馬市健康診断で配布

原発事故の際、双葉町居住の方で被害弁償が不十分とお考えの皆様へ

東京電力からの損害賠償に納得していない
東京電力へ賠償請求すべき損害がまだ残っている などお困りの場合


本日、ADRセンターが簡易な手続で損害賠償請求の申立てを受け付けます

本日の場で弁護士の説明を聞きながら申立書を作成できます
ADR利用で追加賠償が認められる場合もあります

どなたでも申立て可能 約8割が和解成立

- 過去に和解手続が不調に終わった方や再発請求で賠償を受けた方でも再度ADRに申立てが可能
- 新設中の方でも別項目でADRに申立てが可能
- これまで直接請求をしたことが無い方でもADRに申立てが可能

申立て段階ですべての証拠が手元になくても大丈夫
申立て後は担当者が丁寧に対応いたします



ADRセンターは東京電力とは別に賠償金額を算定し直します

例えば…遊覧指示に伴う避難経路料などについては、

- 身体又は精神の障がいがあること
- 身体又は精神の障がいがある方の介護を日常的に行なったこと
- 家族が別々に避難し、二重生活が生じたこと
- 妊娠中であったこと
- 乳幼児の世話を日常的に行なったこと

などの事情があり、通常の避難者とは比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針の目安（原則月額10万円）よりも増加しています。

ADRセンターとは？

原発事故による損害賠償の請求にあり、東京電力との直接交渉や裁判以外で紛争解決を目指す申立・公正な調停の場です

- 申立ての書面はご自身でも簡単に作成できます。
- 原則非公開の手続きですので、周囲に知られずに申立てができます。

まずは、お気軽にお声がけください！

～南相馬市の皆様へ～

原発事故の損害賠償に「不満がある、納得できない」とお考えの方。
ADRセンターをご利用ください

※どなたでも申立をすることができます

ADRセンターは東京電力とは全く別の公的機関でご利用の費用は無料です。

ADRセンターは申立・公正な立場で東京電力との賠償の話し合いがまとまるよう仲介します。

ADRセンターは申立てのあった事例のうち約8割で和解が成立しています。

ADRに申し立てて直接賠償以上の追加、増額賠償が認められる場合があります。

健康診断会場または近隣施設においてADRセンター相談窓口を設けています。

開設時間 ⇒ 8:30～12:00 / 13:00～15:00
場所 ⇒ かしま交流センター/サンライフ南相馬/小高健康福祉センター
ADRセンター相談窓口は…

- その場で弁護士の説明を聞きながら申立書（申込書）を作成できます。
- 証拠資料がなくても申立てを受け付けます。

お気軽にご利用下さい

新型コロナウイルス感染症対策のためのご来場予定・内容が変更になる可能性がありますので、予めご了承ください。

直前に南相馬市の方で実際に和解した事例のいくつかを掲載していますので、ぜひご覧ください。

ADRセンターを利用した南相馬市の和解事例を紹介します

事例番号	概要	令和4年6月版に追加された事例
1	原発事故に伴い避難し、その後健康上の被害について、父と母子に別給が生じたことから、慰謝料が請求より増額されて賠償された。	令和4年6月版に追加された事例
2	原発事故前に妊娠中で、出産後に子供の世話をしながらの避難であったため、慰謝料が請求より増額されて賠償された。また、自らの就労不調も賠償された。	令和4年6月版に追加された事例
3	妻介護状態になりながら避難を強いられた母について、慰謝料の増額が認められた。なお、父も申立て前にお亡くなりになっていたが、父の相続人である子が申立てを行って、賠償が認められた。	令和4年6月版に追加された事例
4	自ら車で野営を営んでいたが、避難により、自家車輻がでなくなり、増加した食費が賠償された。	令和4年6月版に追加された事例
5	事故によるストレスと通院が必要となった通院慰謝料について、寛慰の慰謝料で認められていた金額より増額されて賠償が認められた。	令和4年6月版に追加された事例
6	住居周辺の屋敷林について、除染目的で伐採及び整地作業を実施。業者が依頼した部分の費用に加えて、申立人自身や近隣住民が行った作業部分の労務・謝礼についても、請求額の半額で賠償が認められた。	令和4年6月版に追加された事例
7	しいたけ産出業者向けのおが餅の製造販売を営む事業者について、おが餅の安全性を確保するために実施した放射線検査の費用の全部が賠償された。	令和4年6月版に追加された事例
8	市内の自宅兼店舗で飲食店を営んでいたが、事故により客足が激減のま、売上げが減少し、業績として事業者として、所得減額が認められた。また、事故避難生活が認められるとともに、自宅兼店舗である建物と実務店員の対応賠償が認められた。	令和4年6月版に追加された事例
9	夫が避難先で就労し、その後も就労を継続したため、夫にも避難生活を続けたことに対する慰謝料が認められた。また、妻が避難先で就労できなかったため、就労不調も賠償として請求の賠償が認められた。	令和4年6月版に追加された事例
10	事業者（小売店）について、住人が避難し人口が減少したことにより商売が衰えたこととして、逸失利益が賠償された。	令和4年6月版に追加された事例

センターの広報活動

福島県内の地方公共団体等が発行する広報誌への案内記事の掲載

- 福島県内の地方公共団体が発行する広報紙に和解事例等の案内記事を複数回掲載したほか、NPO法人が発行する広報紙へも当センターの案内記事を掲載。

掲載した広報紙 ふくしまの今がわかる新聞、広報おおくま、広報なみえ、広報とみおか など

ADRセンターを紹介する広報媒体の作成・配布

- 地域に合わせた和解事例集を作成し、自治体の広報誌に折り込んで配布

令和4年2月発行 大熊町にて配布

令和4年6月発行 富岡町にて配布

ADRで和解しました

大熊町における和解成立事例を中心に

ADRセンターを利用して、**慰謝料が増額**した事例や**支出した費用が賠償**された事例を集めました！



事例2 令和2年11月20日成立 公表番号 1730
避難で家族が離れて生活、介護も

事例概要 和解金額 総額 182万円

- 避難によって家族が離れ離れになった
避難によって**家族が離れて生活**する必要が生じ、妻は**避難場所を転々**とした上に、**避難をしながら出産を控えた娘の世話**をした。
- 要介護の家族と避難
妻は要介護の夫と義理の母を**介護しながらの避難**であり、夫婦それぞれに対して慰謝料が通常より増額されて賠償された。

ポイント解説
事故による避難によって**家族と離れて暮らしたり、避難中に要介護の家族を介護したりする**など、**通常の避難者**に比べて**精神的苦痛が大**きいと認められる場合には、**目安とされた慰謝料よりも増額**される可能性があります。また、**介護をしながらの避難生活**については、**介護者と要介護者それぞれに対して賠償**が認められる可能性があります。

東電から**すでに賠償を受けていても、追加で賠償**される可能性があります！

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

ADRで和解しました

富岡町における和解成立事例を中心に

ADRセンターを利用して、**慰謝料が増額**した事例や**支出した費用が賠償**された事例を集めました！



事例3 平成30年6月26日成立 公表番号 1402
避難により健康状態が悪化

事例概要 和解金額 総額 184万円

- 避難で夫の健康状態が悪化
夫は、もともと持病があったが、**避難生活により、健康状態が悪化**し、**糖尿病を発症**し、**通院が必要**となったことについて、平成30年2月分までの慰謝料が賠償された。
- 子供も、精神疾患を発症し、通学困難に
子供は、**避難生活により精神疾患を発症**し、**通学も困難**となり、**入通院が必要**となった。親は子の入通院に付添いをしており、**直接請求分に追加して、入通院慰謝料、通院付添費が賠償**された。

ポイント解説
避難生活が原因で、治療が必要なほど健康状態が悪化し、**病気になったこと**により生じた損失について賠償が認められます。

東電から**すでに賠償を受けていても、追加で賠償**される可能性があります！

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）